

利用者負担額表

3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料は0円です。
0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの利用料は下記利用料表の金額となります。

保育園のお子さま（保育所及び認定こども園等の2号・3号認定子ども）

市階層	市町村民税 所得割額	利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税	0	0
第3階層	48,600円未満	9,000	8,000
第4階層	57,700円未満	12,000	11,000
	63,000円未満	12,000	11,000
第5階層	78,000円未満	15,500	14,500
第6階層	97,000円未満	19,000	18,000
第7階層	115,000円未満	24,500	23,500
第8階層	139,000円未満	30,000	29,000
第9階層	169,000円未満	35,500	34,500
第10階層	215,000円未満	41,000	40,000
第11階層	301,000円未満	46,500	45,500
第12階層	397,000円未満	49,000	48,000
第13階層	397,000円以上	52,000	51,000

市町村民税所得割額57,700円未満（第1～4階層）の3歳以上児（年少以上児）のお子さん及び同一世帯で3人以上が同時に保育所等に入所している場合の第3子以降の子どもは、給食費における副食費は徴収免除となります。

保育園のひとり親世帯等のお子さま

市階層	市町村民税 所得割額	利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税	0	0
第3階層	48,600円未満	4,500	4,000
第4階層	63,000円未満	6,000	5,500
第5階層	77,101円未満	7,750	7,250
	78,000円未満	一般世帯と同額	

※ひとり親世帯等

市民税所得割額77,101円未満の世帯で、保護者が児童扶養手当を受給されている、もしくは在宅障がい児（者）のいる世帯

市町村民税所得割額77,101円未満（第1～5階層）の3歳以上児（年少以上児）の子どもは、給食費における副食費が徴収免除となります。

※保護者が扶養する子どもの上子から数えて2人目以降の保育料については0円となります。

※満3歳児の1号認定子どもの保育料については、0円となります。